

平成 26 年度

奈良市任期付職員（徴収業務指導員）採用選考試験案内

平成 27 年 4 月採用予定者の一般任期付職員の採用選考試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人数、任用期間

試験区分	採用予定人数	任用期間
徴収業務指導員	2 名程度	平成 27 年 4 月 1 日(採用予定日)から平成 30 年 3 月 31 日まで (基本的な勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分です。)

- ※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。
- ※ 任用期間中は、地方公務員法が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。
- ※ 採用日については、採用予定日から平成 27 年 7 月 31 日までの範囲で相談に応じます。

2 主な職務内容

- ・市税等の賦課に関する事務を行うとともに、職員に対して指導を行う。
- ・市税等の滞納処分(差押・公売・交付要求等)に関する事務を行うとともに、職員に対して指導を行う。
- ・市税等の徴収に関する事務を行うとともに、職員に対して指導及び徴収率向上のための提案を行う。
- ・債権回収に伴う支払督促の申立て又は少額訴訟の提起に係る事務を行うとともに、職員に対して指導を行う。
- ・債権回収の専門研修を実施し人材育成を行うとともに、債権回収を行うための指導を行う。

3 受験資格

次の①、②、③のいずれかの条件を満たす人

- ① 税理士又は税理士となる資格を有する人で、かつ税の滞納処分に関する事務に 10 年以上従事した経験を有する人
- ② 行政機関において税務行政に 20 年以上従事した経験を有する人
- ③ 民間金融機関又は債権回収会社等で統括責任者又は債権管理担当として債権回収業務に 10 年以上従事した経験を有する人で、かつ債権回収に関して裁判所の手続業務で支払督促や少額訴訟手続の実務経験を有する人

○ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者
- (6) 奈良市税等の滞納がある者

4 受験手続

次の書類を送付又は持参して申し込みをしてください。

試験案内、 申込書の入手	ホームページ(http://www.city.nara.lg.jp)からダウンロードするか、奈良市職員任用試験委員会(市役所中央棟 5 階人事課内)で入手してください。
提出書類	①試験申込書 ※①～③の用紙をダウンロードした時は、必ず A4 サイズの紙に印刷(片面)して提出して ②職務経歴書 ください。 ③受験票 ④受験票返信用封筒 (82 円切手を貼り、宛先と郵便番号を明記した長 3 号:長さ 23.5cm、幅 12cm 程度、折り曲げ可)

受付期間	送付・・・平成 27 年 1 月 5 日(月)～2 月 13 日(金)必着 持参・・・平成 27 年 2 月 12 日(木)、13 日(金)に市役所中央棟 5 階人事課で午前 9 時～午後 5 時に受付
提出先	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)

(注)提出書類は合否にかかわらず返却しません。

5 試験内容、試験日・試験会場等

	試験内容	試験日・試験会場	合格発表
第 1 次 選考	書類選考 (申込時の提出書類による選考)		2 月 27 日(金) 午後 3 時(予定)
第 2 次 選考	個別面接	【日時】3 月上旬(予定) (日時等の詳細は、第 1 次選考合格者に通知します。) 【試験会場】奈良市役所	3 月中旬 (予定)

(注) 合格発表については、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。また、奈良市役所前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。ホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)による発表を行います。合否の最終確認は前述のいずれかの方法で必ず行ってください。なお、第 1 次選考後の合格通知書で指定された第 2 次選考の日時は変更できません。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は第 2 次選考合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、平成 27 年 4 月 1 日に採用の予定です。ただし、離職等の事情により、採用予定日の採用が困難な場合は、平成 27 年 7 月 31 日までの範囲で相談に応じます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、登載日から 1 年間です。
- (3) 受験資格に必要な職歴や資格・免許等の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (4) 受験資格がないこと及び試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

7 試験結果の開示

試験の結果(総合順位、総合得点及び試験種類別得点)について、試験合格発表の日から平成 27 年 3 月 31 日まで、奈良市個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜・日曜・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時の間に人事課へお越しください。電話等による請求はできません。

8 給与

給料月額、職務経験が 10 年以上の場合は 258,200 円以上、20 年以上の場合は 362,300 円以上、30 年以上の場合は 410,500 円以上となります。その他に、期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

- ※ 上記の額は、採用時前の経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されるので個人によって異なることがあります。
- ※ 採用前に給与条例の改正等があった場合にはその規定による支給となります。
- ※ 市の財政健全化に資することを目的に、職責に応じて給料月額を減額を行う場合があります。

9 問い合わせ先

奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 TEL (0742)34-4821(直通)